

(趣旨)

第1条 この規程は群馬大学総合情報メディアセンター規則第3条第2項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター群馬大学出版会（英文名称は、Gunma University Pressとする。以下「出版会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 出版会は、本学の教育・研究及び学習に必要な著作物を本学の教職員及び学生の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 出版会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教材著作物の利用許諾に関する事。
- (2) 教材著作物の著作権の管理に関する事。
- (3) その他出版会に関して必要な事項

(組織)

第4条 出版会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合情報メディアセンター長
- (2) 総合情報メディアセンター職員 若干人
- (3) その他総合情報メディアセンター長が必要に応じて認める者

(会長)

第5条 出版会に会長を置く。

- 2 会長は、出版会の業務を掌理する。
- 3 会長は、総合情報メディアセンター長をもって充てる。

(委員会)

第6条 出版会の運営に関する事項を審議するため、群馬大学出版会委員会を（以下「委員会」）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 出版会の運営に関する事。
 - (2) 教材著作物の利用許諾等に関する事。
 - (3) 教材著作物の著作権の管理に関する事。
 - (4) その他出版会に関して必要な事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が必要に応じて認める者 若干人
 - (3) 研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門 若干人
 - (4) 法律学の専門家 若干人
 - (5) 産学連携推進課長

(6) 総合情報メディアセンター課長

- 4 前項第2号から第4号までの委員は2年とし、再任を防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、会長を持って充てる。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 出版会の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。